

議案第 5 1 号

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例について

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）等の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋および償却資産に対する都市計画税の課税標準の特例が創設されたため、この案を提出するものである。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

(米原市都市計画税条例の一部改正)

第1条 米原市都市計画税条例(平成17年米原市条例第49号)の一部を次のように改正する。

付則第15項中「または第15条の3」を「、第15条の3または第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「もしくは第61条」を加える。

第2条 米原市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

米原市都市計画税条例新旧対照表 第1条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3または第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3まで<u>もしくは第61条</u>」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項、第15条の2第2項<u>または第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋および償却資産に対する都市計画税の課税標準の特例の創設に伴う改正

米原市都市計画税条例新旧対照表 第2条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3または<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3まで<u>もしくは第63条</u>」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3または<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3まで<u>もしくは第61条</u>」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律等の改正にあわせて改正 ・法律等の改正にあわせて改正

3年新条例付則第15項の規定による3年新条例第2条第2項の読替表

読替後	読替前
<p>付 則 (納税義務者等)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項もしくは第33項または<u>附則第15条から第15条の3までもしくは第61条</u>の規定の適用を受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。</p>	<p>付 則 (納税義務者等)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項または第33項の規定の適用を受ける土地または家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地または家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者または所有者とみなされる者をいう。</p>